

議案第36号

京田辺市附属機関設置条例の一部改正について

京田辺市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、公共交通の総合的な政策決定を可能なものにするため、地域公共交通分野に関する会議体を、京田辺市地域公共交通活性化協議会に一元化することに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部京田辺市地域公共交通会議の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行					改正理由
別表（第2条―第4条関係）					別表（第2条―第4条関係）					
執行機 関	名 称	担 任 事 務	人 数	任 期	執行機 関	名 称	担 任 事 務	人 数	任 期	京田辺市地域公 共交通会議の廃 止に伴う項の削 除
市長	(略)	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)	(略)	
	京田辺市障害 者基本計画等 策定委員会	(略)	(略)	(略)		京田辺市障害 者基本計画等 策定委員会	(略)	(略)	(略)	
	京田辺市地域 福祉計画策定 委員会	(略)	(略)	(略)		京田辺市地域 公共交通会議	次に掲げる事項について協議すること。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅 客運送の態様並びに運賃及び料金に関す ること。 (2) その他交通会議が必要と認める事 項に関すること。	11人 以内	1年	
	(略)	(略)	(略)	(略)		京田辺市地域 福祉計画策定 委員会	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	